

令和 7 年

第 1 回 広陵町議会定例会議案

令和 7 年 3 月 4 日

北葛城郡広陵町

付 議 事 件

- 報告第 1 号 町道の管理の瑕疵に基づく損害賠償額の決定
に係る専決処分の報告について [1 頁]
- 報告第 2 号 広陵町行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律に基づく個人
番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
及び広陵町税条例の一部を改正する条例の専決
処分の報告について [7 頁]
- 報告第 3 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正
する条例の専決処分の報告について [1 3 頁]
- 報告第 4 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例の専決処分の報告に
ついて [1 9 頁]
- 報告第 5 号 令和 6 年度広陵町一般会計補正予算（第 9 号）
の専決処分の報告について [2 5 頁]
- 報告第 6 号 令和 7 年度広陵町土地開発公社事業計画及び
予算の報告について [5 1 頁]
- 議案第 1 0 号 広陵町公共施設等整備基金条例の制定について
[5 3 頁]
- 議案第 1 1 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部
を改正することについて [5 7 頁]
- 議案第 1 2 号 職員の旅費に関する条例の一部を改正すること
について [6 1 頁]
- 議案第 1 3 号 広陵町国民健康保険税条例の一部を改正する
ことについて [8 1 頁]
- 議案第 1 4 号 広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例
の一部を改正することについて [8 5 頁]
- 議案第 1 5 号 広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を
改正することについて [8 9 頁]

- 議案第 1 6 号 広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給
に関する条例の一部を改正することについて [9 3 頁]
- 議案第 1 7 号 広陵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する
条例の一部を改正することについて [9 7 頁]
- 議案第 1 8 号 広陵町下水道条例の一部を改正することについて
[1 0 3 頁]
- 議案第 1 9 号 広陵町ふるさと基金条例の廃止について
[1 0 7 頁]
- 議案第 2 0 号 令和 6 年度広陵町一般会計補正予算 (第 1 1 号)
[1 1 1 頁]
- 議案第 2 1 号 令和 6 年度広陵町後期高齢者医療特別会計補正
予算 (第 1 号) [1 4 3 頁]

[議案第 2 2 号から議案第 2 8 号までは令和 7 年度予算書]

- 議案第 2 2 号 令和 7 年度広陵町一般会計予算
- 議案第 2 3 号 令和 7 年度広陵町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 2 4 号 令和 7 年度広陵町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 2 5 号 令和 7 年度広陵町介護保険特別会計予算
- 議案第 2 6 号 令和 7 年度広陵町墓地事業特別会計予算
- 議案第 2 7 号 令和 7 年度広陵町学校給食特別会計予算
- 議案第 2 8 号 令和 7 年度広陵町下水道事業会計予算
- 議案第 2 9 号 箸尾準工業地区道路整備事業第 2 期工事及び
河川事業の受委託に関する広陵町土地開発公社
との協定の変更について [1 5 7 頁]
- 議案第 3 0 号 広陵町子ども・子育て支援事業計画 (第 3 期)
を定めることについて [1 6 1 頁]

議案第 3 1 号

奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止
に関する協議について

〔 1 6 3 頁〕

報 告 第 1 号

町道の管理の瑕疵に基づく損害賠償額の決定に
係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項
の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項
の規定により報告する。

令和7年3月4日報告

広陵町長 山 村 吉 由

専 決 処 分 書

町道の管理の瑕疵に基づく損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 1 月 7 日 専決

広陵町長 山 村 吉 由

町道の管理の瑕疵に基づく損害賠償額の決定に係る専決処分の報告について

1 損害賠償の相手方

2 事故の概要

(1) 事故發生日時

令和 6 年 1 0 月 1 日 午前 8 時 1 0 分頃

(2) 事故発生場所

奈良県北葛城郡広陵町大字南郷599番2先（町道南
22号線）

(3) 事故の状況

相手方が、町道南２２号線を自転車で北進中、後方から車両が来たため車道端に設置されたガードレール側に接近した際、当該ガードレールの補修のために用いられていた針金に相手方が着用するスカート（以下「相手方スカート」という。）が引っかかり、相手方スカートを損傷させたものである。

3 損害賠償額

1 2 , 9 5 0 円

本件による相手方スカートの損害額は12,950円で、
本町10割の過失割合として、12,950円を本町の負
担とする。

4 和解年月日

令和 7 年 1 月 7 日

なお、当該損害賠償額は、町が加入している保険により
補償済みである。

報 告 第 2 号

広陵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び広陵町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年3月4日報告

広陵町長 山村吉由

専 決 処 分 書

広陵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例及び広陵町税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年1月25日専決

広陵町長 山村吉由

広陵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び広陵町税条例の一部を改正する条例

（広陵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第 1 条 広陵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年 12 月広陵町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 2 条第 12 項」を「第 2 条第 13 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 14 項」を「第 2 条第 15 項」に改める。

（広陵町税条例の一部改正）

第 2 条 広陵町税条例（昭和 30 年 4 月広陵町条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 2 第 9 項中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 63 条の 2 第 1 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

第 89 条第 2 項第 2 号及び第 139 条の 3 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

報 告 第 3 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項
の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項
の規定により報告する。

令和7年3月4日報告

広陵町長 山 村 吉 由

専 決 処 分 書

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和７年１月３０日専決

広陵町長 山 村 吉 由

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成４年３月広陵町条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第１８条第３項中「第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項」を「第６１条の２第２０項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

報 告 第 4 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項
の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項
の規定により報告する。

令和7年3月4日報告

広陵町長 山 村 吉 由

専 決 処 分 書

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例を地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１
８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和７年２月１４日専決

広陵町長 山 村 吉 由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例

(広陵町情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正)

第1条 広陵町情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成17年3月広陵町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第14条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(1) 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年8月広陵町条例第19号）第15条の2第3号及び第4号並びに第15条の3第1項第1号並びに同条第5項第1号

(2) 広陵町消防団条例（昭和62年12月広陵町条例第8号）第4条第1号

(3) 広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年6月広陵町条例第25号）第6条第1号

(罰則の適用等に関する経過措置)

第3条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において

同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第4条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例(以下これらを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第15条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第5項(第1号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(経過措置の規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

報 告 第 5 号

令和6年度広陵町一般会計補正予算（第9号）
の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項
の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項
の規定により報告し、その承認を求める。

令和7年3月4日報告

広陵町長 山 村 吉 由

専 決 処 分 書

令和 6 年度 広陵町一般会計補正予算（第 9 号）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 1 2 月 2 6 日 専決

広陵町長 山 村 吉 由

令和 6 年度 広陵町 一般会計 補正予算（第 9 号）

令和 6 年度 広陵町 一般会計 補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 110,350 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18,121,552 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項
14 国庫支出金	
	2 国庫補助金
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,141,189	110,350	3,251,539
1,897,144	110,350	2,007,494
18,011,202	110,350	18,121,552

歳 出

款		項	
2	総務費		
		1	総務管理費
3	民生費		
		1	社会福祉費
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,598,628	189	2,598,817
2,008,592	189	2,008,781
5,727,743	110,161	5,837,904
3,066,560	110,161	3,176,721
18,011,202	110,350	18,121,552

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事 業	金 額
2 総務費	1 総務管理費	低所得者支援給付金事業（住民税 非課税世帯）	千円 189
3 民生費	1 社会福祉費	低所得者支援給付金事業（住民税 非課税世帯）	110, 161

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

款		補正前の額
14	国庫支出金	3,141,189
歳入合計		18,011,202

(単位：千円)

補正額	計	備考
110,350	3,251,539	
110,350	18,121,552	

歳 出

款		補正前の額	補 正 額
2	総務費	2,598,628	189
3	民生費	5,727,743	110,161
歳 出 合 計		18,011,202	110,350

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
	特 定 財 源			一般財源	
	国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2,598,817	189				
5,837,904	110,161				
18,121,552	110,350				

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
14		国庫支出金	3,141,189	110,350	3,251,539
	2	国庫補助金	1,897,144	110,350	2,007,494
	1	総務費国庫補助金	478,221	110,350	588,571

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費補助金	110,350	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得世帯支援枠） 110,350

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2		総務費	2,598,628	189	2,598,817	189			
	1	総務管理費	2,008,592	189	2,008,781	189			
		1 一般管理費	1,023,497	189	1,023,686	189			

3		民生費	5,727,743	110,161	5,837,904	110,161			
	1	社会福祉費	3,066,560	110,161	3,176,721	110,161			
		1 社会福祉総務費	341,318	110,161	451,479	110,161			

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 共済費	189	● 給与費（会計年度任用職員） ・ 社会保険料
		189 189

1 報酬	1,757	● 給与費 100 ・ 時間外勤務手当 100
3 職員手当等	100	● 給与費（会計年度任用職員） 1,925 ・ 会計年度任用職員報酬（2人） 1,757
4 共済費	126	・ 共済組合負担金 126 ・ 費用弁償 42
8 旅費	42	● 低所得者支援給付金事業（住民税非課税世帯） 108,136
10 需用費	126	・ 消耗品費 50 ・ 印刷製本費 76
11 役務費	1,640	・ 通信運搬費 1,132 ・ 手数料 508
12 委託料	2,970	・ 低所得者支援給付金システム改修委託料 2,970 ・ 給付金 103,400
18 負担金、補助 及び交付金	103,400	

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位 千円)

区 分		職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備考
			報 酬	給 料	期末手当	その他	計			
補正後	長 等	3		25,176	9,690	9,224	44,090	2,920	47,010	
	議 員	14	50,112		19,878		69,990	14,275	84,265	
	その他	732	29,493			5,000	34,493		34,493	
	計	749	79,605	25,176	29,568	14,224	148,573	17,195	165,768	
補正前	長 等	3		25,176	9,690	9,224	44,090	2,920	47,010	
	議 員	14	50,112		19,878		69,990	14,275	84,265	
	その他	732	29,493			5,000	34,493		34,493	
	計	749	79,605	25,176	29,568	14,224	148,573	17,195	165,768	
比較	長 等									
	議 員									
	その他									
	計									

2 一 般 職

(1) 総 括

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	513	346,847	836,585	721,270	1,904,702	308,468	2,213,170	
補 正 前	511	345,090	836,585	721,170	1,902,845	308,153	2,210,998	
比 較	2	1,757		100	1,857	315	2,172	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補 正 後	17,652	53,368	233,503	189,206	27,900
	補 正 前	17,652	53,368	233,503	189,206	27,900
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補 正 後	22,020	13,057	36	164,528	
	補 正 前	21,920	13,057	36	164,528	
	比 較	100				

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	237		777,869	598,516	1,376,385	240,787	1,617,172	
補 正 前	237		777,869	598,416	1,376,285	240,787	1,617,072	
比 較				100	100		100	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補 正 後	17,652	49,841	175,419	140,603	27,900
	補 正 前	17,652	49,841	175,419	140,603	27,900
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補 正 後	20,700	11,819	36	154,546	
	補 正 前	20,600	11,819	36	154,546	
	比 較	100				

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	276	346,847	58,716	122,754	528,317	67,681	595,998	
補 正 前	274	345,090	58,716	122,754	526,560	67,366	593,926	
比 較	2	1,757			1,757	315	2,072	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補 正 後		3,527	58,084	48,603	
	補 正 前		3,527	58,084	48,603	
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補 正 後	1,320	1,238		9,982	
	補 正 前	1,320	1,238		9,982	
	比 較					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
報 酬	1,757	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	1,757	低所得者支援給付金事業対応による増 会計年度任用職員 1,757千円	
給 料		制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分			
職員手当	100	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	100	低所得者支援給付金事業対応による増 会計年度任用職員以外の職員 100千円	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たり給与

区 分		一般事務・技術職	技能労務職	特定任期付職員
令和6年1月1日現在	平均給料月額(円)	299,491	224,200	—
	平均給与月額(円)	349,475	240,752	—
	平均年齢(歳)	41	61	—
令和5年1月1日現在	平均給料月額(円)	293,633	223,200	—
	平均給与月額(円)	342,751	239,692	—
	平均年齢(歳)	40	60	—

イ 初任給

(円)

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職	国 の 制 度
		一 般 職
高 校 卒	166,600	166,600
短 学 卒	179,100	179,100
大 学 卒	196,200	196,200

ウ 級別職員数

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職								
	級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	合計
令和 6 年 1 月 1 日現在	職員数（人）	6	28	21	43	59	46	31	234
	構成比（％）	2.6	12.0	9.0	18.4	25.1	19.7	13.2	100
令和 5 年 1 月 1 日現在	職員数（人）	6	29	26	40	57	55	34	247
	構成比（％）	2.4	11.7	10.5	16.2	23.1	22.3	13.8	100
区 分	技 能 労 務 職								
	級	4 級	3 級	2 級	1 級				合計
令和 6 年 1 月 1 日現在	職員数（人）			2					2
	構成比（％）			100					100
令和 5 年 1 月 1 日現在	職員数（人）			2					2
	構成比（％）			100					100
区 分	特 定 任 期 付 職 員								
	級	5 号	4 号	3 号	2 号	1 号			合計
令和 6 年 1 月 1 日現在	職員数（人）								
	構成比（％）								
令和 5 年 1 月 1 日現在	職員数（人）								
	構成比（％）								

（一般事務・技術職 級別の標準的な職務内容 定年后再任用短時間勤務職員以外の職員）

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職
7 級	理事及び部長の職務
6 級	部次長、課長、館長、所長、認定こども園長及び主幹の職務
5 級	課長補佐、室長、参事、副館長、認定こども園副園長、幼稚園長、保育園長、上席主任教諭及び上席主任保育士の職務
4 級	参与、係長、調整員、主幹保育教諭、幼稚園副園長、保育園副園長、主任教諭及び主任保育士の職務
3 級	主任若しくは主任技師又は相当困難な業務を行う職務
2 級	主事若しくは技師又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職務
1 級	主事補若しくは技師補又は定型的な業務を行う職務

(一般事務・技術職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員)

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職
7 級	理事及び部長に相当する職務
6 級	部次長、課長、館長、所長、認定こども園長及び主幹に相当する職務
5 級	課長補佐、室長、参事、副館長、認定こども園副園長、幼稚園長、保育園長、上席主任教諭及び上席主任保育士に相当する職務
4 級	参与、係長、調整員、主幹保育教諭、幼稚園副園長、保育園副園長、主任教諭及び主任保育士の職務
3 級	相当困難な業務を行う職務
2 級	高度の知識又は経験が必要とする業務を行う職務
1 級	定型的な業務を行う職務

(技能労務職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員)

区 分	技 能 労 務 職
4 級	相当困難な業務を行う業務員の職務
3 級	困難な業務を行う業務員の職務
2 級	知識経験を必要とする業務を行う業務員の職務
1 級	単純な業務を行う業務員の職務

(技能労務職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員)

区 分	技 能 労 務 職
4 級	相当困難な業務を行う業務員の職務
3 級	困難な業務を行う業務員の職務
2 級	知識経験を必要とする業務を行う業務員の職務
1 級	単純な業務を行う業務員の職務

(特定任期付職員 号別の標準的な職務内容)

区 分	特 定 任 期 付 職 員
5 号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合
4 号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
3 号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
2 号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合
1 号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合

エ 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種	
			一般職	技能労務職
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	237	235	2
	昇給に係る職員数 (B) (人)	170	170	
	号給数別内訳	1号給 (人)		
		2号給 (人)		
		3号給 (人)	27	27
		4号給 (人)	143	143
		5号給以上 (人)		
	比 率 (B) / (A) (%)	71.7	72.3	
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	237	235	2
	昇給に係る職員数 (B) (人)	170	170	
	号給数別内訳	1号給 (人)		
		2号給 (人)		
		3号給 (人)	27	27
		4号給 (人)	143	143
		5号給以上 (人)		
	比 率 (B) / (A) (%)	71.7	72.3	

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月 分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.250	2.250	4.50	有	
補正前	2.250	2.250	4.50	有	
国の制度	2.250	2.250	4.50	有	

カ 定年退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の 者 (月分)	25年勤続の 者 (月分)	35年勤続の 者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加 算措置等	備考
支 給 率	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900		
国の制度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900		

キ 地域手当

区 分	全職員	
支 給 対 象 地 域	町内全域	東京都の特別区の区域
支 給 率 (%)	6	20
支 給 対 象 職 員 数 (人)	236	1
国の指定基準に基づく支給率 (%)	6	20

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一般職	技能労務職
給料総額に対する比率（％）	0.002	0.002	—
支給対象職員の比率（％） （令和６年１月１日現在）	1.266	1.266	—
代表的な特殊勤務手当の名称	防疫作業従事手当 行旅病人又は行旅死亡人収容護送作業従事手当 犬、猫等死体処理従事手当		

ケ その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

報 告 第 6 号

令和 7 年度広陵町土地開発公社事業計画及び予算
の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第
2 項の規定により、令和 7 年度広陵町土地開発公社の事業計
画及び予算を別紙のとおり報告する。

令和 7 年 3 月 4 日報告

広陵町長 山 村 吉 由

議 案 第 1 0 号

広陵町公共施設等整備基金条例の制定について

広陵町公共施設等整備基金条例を別紙のとおり制定する。

令和7年3月4日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町公共施設等整備基金条例

(設置)

第1条 公共施設等（公共施設、公用施設その他の町が所有する建築物及び工作物をいう。）の整備に要する経費の財源に充てるため、広陵町公共施設等整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 1 1 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を
改正することについて

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月広
陵町条例第25号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月4日提出

広陵町長 山 村 吉 由

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月広陵町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第18条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第18条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 8 条の 3 第 2 項の規定による請求（3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、町長が定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議 案 第 1 2 号

職員の旅費に関する条例の一部を改正すること
について

職員の旅費に関する条例（昭和37年8月広陵町条例第1
4号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月4日提出

広陵町長 山 村 吉 由

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和 37 年 8 月 広陵町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項」を「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 3 項」に、「非常勤職員（同法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。）を除く」を「同条第 1 項に定める本町職員をいう」に改める。

第 2 条第 1 項第 5 号を次のように改める。

(8) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者をいう。）その他の町長が規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、町と旅行役務提供契約（旅行者等が町に対して旅行に係る役務その他の町長が規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第 7 項において同じ。）を締結したものをいう。

第 2 条第 1 項中第 4 号を第 7 号とし、同項第 3 号中「扶養親族」を「家族」に、「主として職員の収入によつて生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同号を同項第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(6) 帰住 職員が死亡した場合において、その遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

第 2 条第 1 項中第 2 号を第 4 号とし、同項第 1 号中「事務所」の次に「（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」

という。)が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)」を加え、同号を同項第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) 特別職で常勤の職員 町長、副町長及び教育長をいう。

(2) 一般職の職員 地方自治法第204条第1項に定める本町職員のうち前号に掲げる職員を除く職員をいう。

第2条第2項及び第3項を削る。

第3条第1項中「出張し」の次に「、又は赴任し」を加え、同条第2項第1号及び第2号中「出張中」の次に「又は赴任中」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

第3条第3項中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同条第4項中「依頼」の次に「又は要求」を加え、同条第5項中「その出発前に」を削り、「を変更(取消を含む。以下同じ。)され」を「の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け」に、「において」を「その他町長が規則で定める場合には、」に改め、「があるときは、その金額」を削り、「なつた」を「なる金額又は支出を要する」に改め、同条第6項中「交通機関等の事故」を「天災その他町長が規則で定める事情」に改め、「において、そのことが故意又は過失によるものでないと証明されたとき」を削り、同条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するも

のとして支払うことができる。

第4条の見出しを「（旅行命令等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によつて行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第4条第2項中「旅行命令を」を「、旅行命令等を」に改め、同条第3項中「旅行命令を変更」を「旅行命令等の変更を」に改め、「場合」の次に「で、前項の規定に該当する場合」を加え、「これを変更」を「その変更を」に改め、同条第4項及び第5項を削る。

第5条の見出し中「旅行命令」を「旅行命令等」に改め、同条第1項中「、旅行命令」を「、旅行命令等」に、「変更された旅行命令」を「変更を受けた旅行命令等」に、「に旅行命令」を「に旅行命令等」に改め、同条第2項中「旅行命令」を「旅行命令等」に改め、「後、」の次に「できるだけ」を加え、同条第3項中「旅行命令に」を「旅行命令等に」に、「うける」を「受ける」に改める。

第6条を次のように改める。

（旅費の種目）

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

第7条中「旅費は、」の次に「旅行に要する実費を弁償するためものとして前条で定める種目及び第11条から第16条の4までに規定する内容に基づき、」を加え、「の旅費により」を「によつ

て」に、「よつて旅行」を「より旅行」に改める。

第 8 条及び第 9 条を次のように改める。

第 8 条及び第 9 条 削除

第 10 条第 1 項中「者及び概算払による旅費の支給を受けた者」を「旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者」に改め、「もの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、「に必要な事項を記入し、又は必要に応じて所定の書類」を「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 4 項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料」に改め、同条第 2 項中「概算払による」を「概算払に係る」に、「者」を「旅行者」に改め、同条第 4 項中「添付の書類」を「資料の種類」に、「及び様式」を「又は記録事項」に、「前項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 第 1 項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて町長が定めるものをいう。）をもつて提出することができる。

第 11 条から第 15 条までを次のように改める。

（鉄道賃）

第 11 条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）

第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正 10 年法律第 76 号）第 1 条第 1 項に規定する軌道その他町長が定めるものをいう。次項及び第 14 条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号

から第 6 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（特別職で常勤の職員に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（特別職で常勤の職員が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（船賃）

第 12 条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）

第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他町長が定めるものをいう。次項及び第 14 条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 5 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（特別職で常勤の職員に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（特別職で常勤の職員が移動

する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第 13 条 航空賃は、航空機（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）

第 2 条第 18 項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他町長が定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号及び第 3 号に掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1）運賃

（2）座席指定料金

（3）前 2 号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第 14 条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 4 号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1）道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

（2）道路運送法第 3 条第 1 号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

（3）前 2 号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第 80

条第 1 項の許可を受けて業として有償で貸し出す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前 3 号に掲げる費用に付随する費用

(5) 公務上やむを得ず第 1 号から第 3 号までに掲げる自動車以外の自動車を利用して移動した場合において、その最も経済的な通常の経路で移動した場合における路程 1 キロメートル（1 キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てたもの）につき 2 0 円

（宿泊費）

第 1 5 条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の区分を勘案して別表で定める額（次条及び同表において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として町長が規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

第 1 5 条の次に次の 1 条を加える。

（包括宿泊費）

第 1 5 条の 2 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第 1 1 条から第 1 4 条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

第 1 6 条から第 1 8 条までを次のように改める。

（宿泊手当）

第 1 6 条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1 夜当たり 2, 4 0 0 円とする。

2 宿泊手当の額は、前 2 条の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 1, 600円

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 800円

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、2, 400円とする。ただし、この条例又はこの条例に基づく規則の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、800円とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（転居費）

第16条の2 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第16条の4第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して町長が規則で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第16条の3 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第16条の4 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住

地に移転する場合には、家族 1 人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第 2 号に規定する期間を延長することができる。

第 17 条 削除

（退職者等の旅費）

第 18 条 第 3 条第 2 項第 1 号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から 3 月以内における当該退職等に伴う旅行について、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張のための旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 町長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第 1 項に規定する期間を延長することができる。

第 18 条の次に次の 3 条を加える。

（遺族等の旅費）

第 18 条の 2 第 3 条第 2 項第 2 号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

2 第 3 条第 2 項第 3 号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

3 遺族が前 2 項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第 2 条第 5 号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

（証人等の旅費）

第 18 条の 3 第 3 条第 4 項の規定により支給する旅費は、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、旅行者の区分に相当する者として出張の例に準じて計算した旅費とする。

（旅費の支給額の上限）

第 18 条の 4 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第 11 条第 1 項各号、第 12 条第 1 項各号、第 13 条第 1 項各号及び第 14 条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第 7 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第15条、第15条の2、第16条、第16条の2、第16条の3及び第16条の4第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第19条第1項を次のように改める。

任命権者は、旅行者が町以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

第19条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第20条に次の2項を加える。

- 2 町内における旅行について、公共の交通機関を利用する必要がある場合は、これに要するその他の交通費に係る旅費を支給する。
- 3 外国旅行の場合における旅費については、国家公務員の例により、町長がその都度定める。

第20条の2中「職員が上位の級」を「一般職の職員が特別職で常勤」に、「鉄道賃、船賃及び宿泊料」を「宿泊費」に、「上位の級によつて」を「特別職で常勤の職員について」に改める。

第20条の2の次に次の1条を加える。

（旅費の返納）

第20条の3 任命権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費

に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、任命権者は、前項に規定する返納に代えて、当該任命権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、町長が規則で定める。

第21条を次のように改める。

(規則への委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手續その他この条例の実施に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

別表第1を次のように改める。

別表（第15条関係）

区 分	宿泊費基準額（1夜につき）	
	特別職で常勤の職員	一般職の職員
北海道	18,000円	13,000円
青森県	15,000円	11,000円
岩手県	13,000円	9,000円
宮城県	14,000円	10,000円
秋田県	15,000円	11,000円
山形県	14,000円	10,000円
福島県	11,000円	8,000円
茨城県	15,000円	11,000円
栃木県	14,000円	10,000円
群馬県	14,000円	10,000円

埼玉県	27,000円	19,000円
千葉県	24,000円	17,000円
東京都	27,000円	19,000円
神奈川県	22,000円	16,000円
新潟県	22,000円	16,000円
富山県	15,000円	11,000円
石川県	13,000円	9,000円
福井県	14,000円	10,000円
山梨県	17,000円	12,000円
長野県	15,000円	11,000円
岐阜県	18,000円	13,000円
静岡県	13,000円	9,000円
愛知県	15,000円	11,000円
三重県	13,000円	9,000円
滋賀県	15,000円	11,000円
京都府	27,000円	19,000円
大阪府	18,000円	13,000円
兵庫県	17,000円	12,000円
奈良県	15,000円	11,000円
和歌山県	15,000円	11,000円
鳥取県	11,000円	8,000円
島根県	13,000円	9,000円
岡山県	14,000円	10,000円
広島県	18,000円	13,000円
山口県	11,000円	8,000円
徳島県	14,000円	10,000円
香川県	21,000円	15,000円

愛媛県	14,000円	10,000円
高知県	15,000円	11,000円
福岡県	25,000円	18,000円
佐賀県	15,000円	11,000円
長崎県	15,000円	11,000円
熊本県	20,000円	14,000円
大分県	15,000円	11,000円
宮崎県	17,000円	12,000円
鹿児島県	17,000円	12,000円
沖縄県	15,000円	11,000円

別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の職員の旅費に関する条例（以下この項から第5項までにおいて「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の職員の旅費に関する条例（以下この項及び第4項において「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定

により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 新条例第20条の3の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（広陵町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正）

6 広陵町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年9月広陵町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「次の各号に掲げるものの他は」を削り、「。以下「旅費条例」という。）」を「）の規定による特別職で常勤の職員」に改め、同項各号を削り、同条第3項を削る。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

7 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月広陵町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「広陵町の一般職の4級以上」を「職員の旅費

に関する条例（昭和３７年８月広陵町条例第１４号）の規定による一般職」に改め、同条第３項を削る。

（証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

- ８ 証人等の実費弁償に関する条例（昭和３７年８月広陵町条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第３条中「別表のとおりとする」を「職員の旅費に関する条例（昭和３７年８月広陵町条例第１４号）の規定による一般職の職員の例による」に改める。

別表を削る。

（特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

- ９ 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和３１年１０月広陵町条例第２９号）の一部を次のように改正する。

題名及び第１条中「及び旅費」を削る。

第９条を削る。

（教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

- １０ 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和３６年１０月広陵町条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第４条を削り、第５条を第４条とする。

（広陵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- １１ 広陵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年９月広陵町条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２７条第２項中「受ける」の次に「一般職の」を加え、同項後段を削る。

(固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

- 1 2 固定資産評価審査委員会条例（昭和31年3月広陵町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第14条中「旅費支給」を「一般職の職員」に改める。

(広陵町上下水道事業の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 1 3 広陵町上下水道事業の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成29年3月広陵町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「広陵町の一般職の4級以上」を「職員の旅費に関する条例（昭和37年8月広陵町条例第14号）の規定による一般職」に改め、同条第3項を削る。

議 案 第 1 3 号

広陵町国民健康保険税条例の一部を改正すること
について

広陵町国民健康保険税条例（昭和40年3月広陵町条例第
5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月4日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

広陵町国民健康保険税条例（昭和４０年３月広陵町条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項ただし書及び第２２条第１項中「２２０，０００円」を「２４０，０００円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（適用区分）

- ２ この条例による改正後の広陵町国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議 案 第 1 4 号

広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の
一部を改正することについて

広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成4年1
2月広陵町条例第15号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月4日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成４年１２月広陵町条例第１５号）の一部を次のように改正する。

別表備考欄中「及び有害ごみ」を「、有害ごみ及び小型家電ごみ」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議 案 第 1 5 号

広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正
することについて

広陵町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年8月広陵
町条例第16号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月4日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

広陵町消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年８月広陵町条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第２号中「９，１００円」を「９，７００円」に改め、同号ただし書中「１４，２００円」を「１４，５００円」に改め、同条第３項中「又は第３号から第６号までのいずれか」を削り、「２１７円」を「１００円」に、「３３３円」を「３８３円を、第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき２１７円」に改め、同条第４項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改める。

別表団長及び副団長の項中「１２，５００円」を「１２，９００円」に、「１３，３５０円」を「１３，７００円」に、「１４，２００円」を「１４，５００円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「１０，８００円」を「１１，３００円」に、「１１，６５０円」を「１２，１００円」に、「１２，５００円」を「１２，９００円」に改め、同表班長及び団員の項中「９，１００円」を「９，７００円」に、「９，９５０円」を「１０，５００円」に、「１０，８００円」を「１１，３００円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の広陵町消防団員等公務災害補償条例第５条第２項第２号及び第３項並びに別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じ

た広陵町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議 案 第 1 6 号

広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給
に関する条例の一部を改正することについて

広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年6月広陵町条例第25号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月4日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
の一部を改正する条例

広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年 6 月広陵町条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議 案 第 1 7 号

広陵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する
条例の一部を改正することについて

広陵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年3月広陵町条例第16号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月4日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部
を改正する条例

広陵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和４３年３月広陵町条例第１６号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広陵町下水道事業の設置等に関する条例

第１条第１項を削り、同条第２項を同条とする。

第２条第１項中「水道事業及び」及び「（以下「上下水道事業」という。）」を削り、同条中第２項を削り、第３項を第２項とする。

第３条第１項中「上下水道事業」を「下水道事業」に改め、同条第２項中「水道事業及び」を削る。

第４条から第６条まで並びに第７条第１項及び第２項第３号中「上下水道事業」を「下水道事業」に改める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（広陵町水道事業給水条例及び広陵町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の廃止）

２ 次に掲げる条例は、廃止する。

（１）広陵町水道事業給水条例（昭和４８年３月広陵町条例第１２号）

（２）広陵町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成２４年１２月広陵町条例第１５号）

（広陵町情報公開条例の一部改正）

３ 広陵町情報公開条例（平成１２年１２月広陵町条例第７号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「、水道事業」を削る。

第 1 0 条第 6 号中「、水道事業管理者」を「及び管理者」に改める。

（広陵町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

- 4 広陵町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年 1 2 月広陵町条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「水道事業及び」を削る。

（広陵町職員定数条例の一部改正）

- 5 広陵町職員定数条例（令和 6 年 3 月広陵町条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「水道事業及び」を削る。

（職員の定年等に関する条例の一部改正）

- 6 職員の定年等に関する条例（昭和 5 9 年 3 月広陵町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号中「広陵町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「広陵町下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に改める。

（広陵町長期継続契約をすることができる契約を定める条例の一部改正）

- 7 広陵町長期継続契約をすることができる契約を定める条例（平成 1 8 年 1 2 月広陵町条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「水道事業及び」を削る。

（広陵町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正）

- 8 広陵町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例（昭和 3 7 年 8 月広陵町条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「水道事業及び」を削る。

（広陵町上下水道事業の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 9 広陵町上下水道事業の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成29年3月広陵町条例第24号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広陵町下水道事業の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

第1条中「上下水道事業」を「下水道事業」に改める。

別表中「広陵町上下水道事業経営審議会」を「広陵町下水道事業経営審議会」に改める。

（広陵町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 10 広陵町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年3月広陵町条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広陵町下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例

第1条及び第2条第1項中「上下水道事業職員」を「下水道事業職員」に改める。

第4条中「水道事業及び」を削る。

（広陵町上下水道事業経営審議会設置条例の一部改正）

- 11 広陵町上下水道事業経営審議会設置条例（平成29年3月広陵町条例第23号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広陵町下水道事業経営審議会設置条例

第1条中「上下水道事業」を「下水道事業」に、「広陵町上下

水道事業経営審議会」を「広陵町下水道事業経営審議会」に改める。

第2条中「水道事業及び」を削り、「上下水道事業」を「下水道事業」に改める。

第3条第2項第1号中「上下水道事業」を「下水道事業」に改める。

第7条中「上下水道事業庶務担当課」を「下水道事業担当課」に改める。

(広陵町下水道条例の一部改正)

- 1 2 広陵町下水道条例（昭和59年3月広陵町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「水道事業及び」を削る。

第28条第1号中「その使用月における公共下水の使用について、納入通知書により通知し、毎月」を「納入通知書により、2使用月ごとに」に改め、同条第2号中「每使用月の翌月の末日」を「管理者が指定する日」に改める。

第29条第1項中「毎月」を削り、「広陵町水道事業給水条例（昭和48年3月広陵町条例第12号）第24条」を「奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例（令和7年2月奈良県広域水道企業団条例第35号）第28条」に改める。

議 案 第 1 8 号

広陵町下水道条例の一部を改正することについて

広陵町下水道条例（昭和59年3月広陵町条例第3号）の
一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月4日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町下水道条例の一部を改正する条例

広陵町下水道条例（昭和５９年３月広陵町条例第３号）の一部を次のように改正する。

第１３条第１項第１０号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議 案 第 1 9 号

広陵町ふるさと基金条例の廃止について

広陵町ふるさと基金条例（平成5年10月広陵町条例第7号）を別紙のとおり廃止する。

令和7年3月4日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町ふるさと基金条例を廃止する条例

広陵町ふるさと基金条例（平成５年１０月広陵町条例第７号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議 案 第 2 0 号

令和6年度広陵町一般会計補正予算（第11号）

令和6年度広陵町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ421,994千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,864,653千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年3月4日提出

広陵町長 山村吉由

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項
10 地方交付税	
	1 地方交付税
12 分担金及び負担金	
	2 負担金
14 国庫支出金	
	1 国庫負担金
	2 国庫補助金
15 県支出金	
	1 県負担金
	2 県補助金
	3 委託金
17 寄附金	
	1 寄附金
18 繰入金	
	1 基金繰入金
19 諸収入	
	3 受託事業収入
	4 貸付金元利収入
	5 雑入
20 町債	
	1 町債
歳 入	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
3,344,180	180,790	3,524,970
3,344,180	180,790	3,524,970
135,591	1,387	134,204
134,503	1,387	133,116
3,339,048	99,845	3,239,203
1,235,273	15,000	1,250,273
2,095,003	114,845	1,980,158
1,277,120	6,734	1,270,386
563,207	7,500	570,707
641,691	12,782	628,909
72,222	1,452	70,770
240,000	44,500	195,500
240,000	44,500	195,500
932,039	453,778	478,261
893,788	453,778	440,010
170,406	1,160	171,566
40,974	5,434	35,540
1,700	500	1,200
124,632	7,094	131,726
2,917,000	2,300	2,919,300
2,917,000	2,300	2,919,300
18,286,647	421,994	17,864,653

歳 出

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
	2 徴税費
	3 戸籍住民基本台帳費
	4 選挙費
	6 監査委員費
3 民生費	
	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
4 衛生費	
	1 保健衛生費
	2 清掃費
5 農商工費	
	1 農業費
	2 商工費
6 土木費	
	2 道路橋りょう費
	4 都市計画費
7 消防費	
	1 消防費
8 教育費	
	1 教育総務費
	2 小学校費
	3 中学校費
	4 幼稚園費
	5 社会教育費
10 公債費	
	1 公債費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,618,275	63,544	2,554,731
2,025,769	34,879	1,990,890
465,664	17,441	448,223
75,179	2,750	72,429
49,109	8,399	40,710
562	75	487
5,892,174	68,086	5,960,260
3,207,079	36,442	3,243,521
2,685,095	31,644	2,716,739
3,800,401	109,512	3,690,889
549,171	20,012	529,159
3,251,230	89,500	3,161,730
359,486	953	358,533
152,951	6,047	158,998
206,535	7,000	199,535
2,157,187	229,860	1,927,327
1,289,813	194,761	1,095,052
200,076	35,099	164,977
474,119	1,000	473,119
474,119	1,000	473,119
1,503,407	79,311	1,424,096
363,364	1,435	361,929
229,583	3,054	226,529
116,414	2,965	113,449
350,438	7,000	343,438
394,983	64,857	330,126
1,003,337	5,900	997,437
1,003,337	5,900	997,437
18,286,647	421,994	17,864,653

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事 業	金 額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍総合システム振り仮名対応事業	千円 1,800
4 衛生費	1 保健衛生費	出産・子育て応援交付金事業	3,100
5 農商工費	1 農業費	大網井堰柳井戸井堰整備事業	9,800
		百済川向地区農地中間管理機構関連農地整備事業	11,841
7 消防費	1 消防費	避難所環境整備事業	2,280
8 教育費	2 小学校費	真美ヶ丘地区小学校擁壁改修事業	9,614
	3 中学校費	真美ヶ丘中学校擁壁改修事業	2,266
	5 社会教育費	中央公民館整備事業PFIアドバイザー業務	3,000
		中区公民館整備事業	11,935

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
大井 網堰 井事 堰業 柳負 井担 戸金	千円 11,100	普通貸借 又は証券 発行	3.0%以内（ただし、 利率見直し方式で借り 入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資 金について利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率）	政府資金については、そ の融資条件により、銀行 その他の場合は、その債 権者との協定による。た だし、財政の都合により 繰上償還し、又は低利に 借り換えることができる。
避難所環境整備事業	1,100	同上	同上	同上
真美ヶ丘地区小中 学学校擁壁地改修事業	21,200	同上	同上	同上

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
山辺・県北西部広域 環境衛生組合負担金	千円 1,941,700	普通貸借 又は証券 発行	3.0%以内 （ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率）	政府資金に ついては、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合はそ の債権者と の協定によ る。ただし 、財政の都 合により繰 上償還又は 低利に借換 えすること ができる。	千円 1,992,400	普通貸借 又は証券 発行	3.0%以内 （ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率）	政府資金に ついては、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合はそ の債権者と の協定によ る。ただし 、財政の都 合により繰 上償還又は 低利に借換 えすること ができる。
百済川向地区農地 中間管理機構関連 農地整備事業負担金	9,400	同上	同上	同上	21,200	同上	同上	同上
町道整備事業	513,800	同上	同上	同上	447,700	同上	同上	同上
公園施設長寿命化事業	31,500	同上	同上	同上	20,400	同上	同上	同上
巢山古墳整備事業	32,700	同上	同上	同上	16,300	同上	同上	同上

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額
10 地方交付税	3,344,180
12 分担金及び負担金	135,591
14 国庫支出金	3,339,048
15 県支出金	1,277,120
17 寄附金	240,000
18 繰入金	932,039
19 諸収入	170,406
20 町債	2,917,000
歳入合計	18,286,647

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
180,790	3,524,970	
1,387	134,204	
99,845	3,239,203	
6,734	1,270,386	
44,500	195,500	
453,778	478,261	
1,160	171,566	
2,300	2,919,300	
421,994	17,864,653	

歳 出

款		補正前の額	補 正 額
2	総務費	2,618,275	63,544
3	民生費	5,892,174	68,086
4	衛生費	3,800,401	109,512
5	農商工費	359,486	953
6	土木費	2,157,187	229,860
7	消防費	474,119	1,000
8	教育費	1,503,407	79,311
10	公債費	1,003,337	5,900
歳 出 合 計		18,286,647	421,994

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
	特 定 財 源			一般財源	
	国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2,554,731	26,173		1,400	35,971	
5,960,260	44,555		1,887	25,418	
3,690,889	1,000	50,700		159,212	
358,533	17,889	22,900	2,000	7,964	
1,927,327	83,391	77,200		69,269	
473,119	1,140	1,100	6,494	9,734	
1,424,096	23,821	4,800	5,434	54,856	
997,437				5,900	
17,864,653	106,579	2,300	227	317,488	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
10		地方交付税	3,344,180	180,790	3,524,970
	1	地方交付税	3,344,180	180,790	3,524,970
	1	地方交付税	3,344,180	180,790	3,524,970

12		分担金及び負担金	135,591	1,387	134,204
	2	負担金	134,503	1,387	133,116
	1	民生費負担金	133,030	1,387	131,643

14		国庫支出金	3,339,048	99,845	3,239,203
	1	国庫負担金	1,235,273	15,000	1,250,273
	1	民生費国庫負担金	1,233,196	15,000	1,248,196
	2	国庫補助金	2,095,003	114,845	1,980,158
	1	総務費国庫補助金	676,080	23,581	652,499
	2	民生費国庫補助金	491,696	16,948	508,644
	3	衛生費国庫補助金	43,923	1,000	42,923
	5	土木費国庫補助金	823,760	83,391	740,369
	6	教育費国庫補助金	55,044	23,821	31,223

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 地方交付税	180,790	普通交付税	180,790

1 社会福祉費負担金	1,387	老人福祉施設措置費負担金	1,387

1 社会福祉費負担金	15,000	自立支援給付費負担金 障がい児通所等給付費負担金	25,000 10,000
1 総務管理費補助金	21,066	地域公共交通確保維持改善事業費補助金（車両減価償却費等 国庫補助金） 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額 減税一体支援枠） 新しい地方経済・生活環境創生交付金	5,700 16,506 1,140
2 戸籍住民基本台帳 費補助金	2,515	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	2,515
2 児童福祉費補助金	16,948	子どものための教育・保育給付費交付金 就学前教育・保育施設整備交付金	15,214 1,734
1 保健衛生費補助金	1,000	不良住宅除却補助金	1,000
1 道路橋りょう費交 付金	71,141	百済中央線バイパス整備事業補助金 箸尾準工業地区道路整備事業補助金 赤部26号線整備事業補助金 狭あい道路整備等促進事業補助金 平尾正相線整備事業補助金 大場線整備事業補助金 橋りょう長寿命化修繕事業補助金 交通安全施設（南22号線ほか）整備事業補助金 交通安全施設（南郷8号線）整備事業補助金	27,380 26,569 2,000 6,113 24,500 1,441 6,997 11,367 17,912
2 都市計画費補助金	12,250	都市公園整備事業補助金（防災・安全）	12,250
2 社会教育費補助金	23,821	巢山古墳整備事業費補助金 民間資金等活用事業調査費補助金	26,002 2,181

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		県支出金	1,277,120	6,734	1,270,386
	1	県負担金	563,207	7,500	570,707
		1 民生費県負担金	562,595	7,500	570,095
	2	県補助金	641,691	12,782	628,909
		2 民生費県補助金	402,314	5,107	407,421
		4 農商工費県補助金	54,684	17,889	36,795
	3	委託金	72,222	1,452	70,770
		1 総務費委託金	72,222	1,452	70,770

17		寄附金	240,000	44,500	195,500
	1	寄附金	240,000	44,500	195,500
		1 総務費寄附金	240,000	44,500	195,500

18		繰入金	932,039	453,778	478,261
	1	基金繰入金	893,788	453,778	440,010
		1 財政調整基金繰入金	453,778	453,778	0

19		諸収入	170,406	1,160	171,566
	3	受託事業収入	40,974	5,434	35,540
		3 教育費受託事業収入	8,230	5,434	2,796
	4	貸付金元利収入	1,700	500	1,200
		1 民生費貸付金返還金	1,000	500	500
	5	雑入	124,632	7,094	131,726
		2 雑入	124,375	7,094	131,469

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 社会福祉費負担金	7,500	自立支援給付費負担金 12,500 障がい児通所等給付費負担金 5,000
2 児童福祉費補助金	5,107	子ども医療費補助金 2,500 施設型給付費等交付金 7,607
1 農業費補助金	14,389	新規就農者総合支援事業交付金 10,500 多面的機能支払交付金 3,819 日本型直接支払推進交付金 70
2 商工費補助金	3,500	奈良県観光総合戦略推進補助金 3,500
5 選挙委託金	1,452	衆議院議員選挙委託金 1,452

1 総務管理費寄附金	44,500	みどりのふるさと応援寄附金 44,500

1 財政調整基金繰入金	453,778	財政調整基金繰入金 453,778

1 社会教育費受託事業収入	5,434	発掘調査受託事業収入 5,434
1 社会福祉費貸付金返還金	500	福祉医療費資金返還金 500
1 雑入	7,094	自治総合センターコミュニティ助成金 1,400

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計

20		町債	2,917,000	2,300	2,919,300
	1	町債	2,917,000	2,300	2,919,300
		2 衛生債	1,941,700	50,700	1,992,400
		3 農商工債	9,600	22,900	32,500
		4 土木債	894,700	77,200	817,500
		5 消防債	3,400	1,100	4,500
		6 教育債	32,700	4,800	37,500

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		能登半島地震求償費 6,494 大網井堰柳井戸井堰整備事業負担金 2,000

1 清掃債	50,700	山辺・県北西部広域環境衛生組合負担金債	50,700
1 農業債	22,900	百済川向地区農地中間管理機構関連農地整備事業負担金債 11,800 大網井堰柳井戸井堰事業負担金債 11,100	
1 道路橋りょう債	66,100	町道整備事業債	66,100
3 公園管理債	11,100	公園施設長寿命化事業債	11,100
1 災害対策債	1,100	避難所環境整備事業債	1,100
2 文化財保護債	16,400	巢山古墳整備事業債	16,400
3 小・中学校債	21,200	真美ヶ丘地区小中学校擁壁改修事業債	21,200

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源
						特 定 財 源			
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2		総務費	2,618,275	63,544	2,554,731	26,173		1,400	35,971
	1	総務管理費	2,025,769	34,879	1,990,890	5,700		1,400	27,779
		1 一般管理費	1,040,674	60,568	980,106				60,568
		2 財産管理費	673,124	46,036	719,160				46,036
		3 企画費	233,584	13,975	219,609	5,700			8,275
	4 自治振興費	35,792	1,900	33,892			1,400	500	
	8 広報広聴費	21,985	4,472	17,513				4,472	
2		徴税費	465,664	17,441	448,223	16,506			935
	1	税務総務費	423,966	15,670	408,296	15,670			

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
8 旅費	560	●一般経費（産業総合支援課） ・ふるさと納税関係委託料
12 委託料	55,211	●給与関係費 ・退職手当組合特別負担金 ・長期給付追加費用及び払込金
13 使用料及び賃借料	2,297	●町交際費関係費 ・特別旅費
18 負担金、補助及び交付金	2,500	●電算関係費 ・その他電算保守等委託料 ・ネットワーク関係委託料 ・L G W A N機器保守等委託料 ・共同電算保守等委託料 ・情報セキュリティ監査支援委託料 ・基幹系 A D サーバ更改業務委託料 ・統合型 G I S 推進業務委託料 ・窓口 D X S a a S ・ R P A 導入委託料 ・その他関係電算使用料 ・ネットワーク関係電算使用料
24 積立金	46,036	●基金関係費 ・財政調整基金積立金 ・減債基金積立金 ・みどりのふるさと応援基金積立金 ・新清掃施設建設基金積立金 ・森林環境基金積立金
12 委託料	1,839	●一般経費（総合政策課） ・行政評価展開支援業務委託料
17 備品購入費	11,400	●公共交通運行事業費 ・公用車購入費
18 負担金、補助及び交付金	736	・公共交通運行事業負担金
18 負担金、補助及び交付金	1,900	●自治振興費 ・自治総合センターコミュニティ助成金 ・自治振興費
10 需用費	4,472	●一般経費 ・燃料費 ・印刷製本費
12 委託料	2,190	●定額減税調整給付金事業 ・定額減税調整給付関連事務委託料
18 負担金、補助及び交付金	13,480	・基幹システム定額減税調整給付対応業務委託料 ・給付金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		2 賦課徴収費	41,698	1,771	39,927	836			935
	3	戸籍住民基本台帳費	75,179	2,750	72,429	2,515			235
		1 戸籍住民基本台帳費	75,179	2,750	72,429	2,515			235
	4	選挙費	49,109	8,399	40,710	1,452			6,947
		3 町議会議員選挙費	25,375	6,893	18,482				6,893
		4 衆議院議員選挙費	16,551	1,506	15,045	1,452			54
	6	監査委員費	562	75	487				75
		1 監査委員費	562	75	487				75

3		民生費	5,892,174	68,086	5,960,260	44,555		1,887	25,418
	1	社会福祉費	3,207,079	36,442	3,243,521	22,500		1,887	15,829
		1 社会福祉総務費	482,940	500	482,440			500	
		2 老人福祉費	36,506	4,347	32,159			1,387	2,960
		3 心身障がい者福祉費	1,408,339	50,453	1,458,792	22,500			27,953

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	1,771	● 電算費（税務課） 1,771 ・ 電子申告システム等委託料 935 ・ 定額減税に伴うシステム改修委託料 836
12 委託料	2,750	● 一般経費 2,750 ・ サービスカウンターネットワーク基盤等保守料 66 ・ 戸籍システム法改正対応委託料 2,514 ・ 事務機器保守委託料 170
13 使用料及び賃借料	658	● 町議会議員選挙費 6,893 ・ 会場使用料 6 ・ ポスター掲示板賃借料 652
18 負担金、補助及び交付金	6,235	・ 選挙公営費負担金 6,235
3 職員手当等	639	● 衆議院議員選挙費 1,506 ・ 時間外勤務手当 603
10 需用費	867	・ 管理職特別勤務手当 36 ・ 消耗品費 717 ・ 燃料費 19 ・ 食糧費 49 ・ 印刷製本費 82
1 報酬	70	● 監査委員費 75 ・ 監査委員報酬 70
8 旅費	5	・ 費用弁償 5

20 貸付金	500	● 一般経費（保険年金課） 500 ・ 福祉医療費資金貸付金 500
7 報償費	500	● 健康福祉大会関係費 500 ・ 敬老金 500
19 扶助費	3,847	● 老人福祉施設関係費 3,847 ・ 老人福祉施設措置費 3,847
19 扶助費	30,000	● 一般経費 50,453 ・ 介護給付費等 50,000
22 償還金、利子及び割引料	20,453	・ 障がい児通所給付費 20,000 ・ 国庫負担金返還金 13,635

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
						特 定 財 源		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他
		6 総合保健福祉会館費	127,115	9,164	117,951			9,164
	2	児童福祉費	2,685,095	31,644	2,716,739	22,055		9,589
		1 児童福祉総務費	261,352	5,000	256,352	2,500		2,500
		2 児童措置費	1,422,679	10,571	1,412,108	22,821		33,392
		3 保育所費	441,612	20,124	461,736			20,124
		5 認定こども園新設事業費	124,050	37,131	161,181	1,734		35,397
		6 子ども育成費	190,188	10,040	180,148			10,040

4		衛生費	3,800,401	109,512	3,690,889	1,000	50,700	159,212
	1	保健衛生費	549,171	20,012	529,159	1,000		19,012
		2 予防費	299,730	18,126	281,604			18,126
		4 環境保全費	10,141	1,886	8,255	1,000		886

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		・ 県負担金返還金	6,818
12 委託料	2,000	● 一般経費	9,164
		・ 設計・監理等委託料	1,364
14 工事請負費	4,164	・ ネットワーク関係委託料	636
		・ 総合保健福祉会館改修工事	4,164
17 備品購入費	3,000	・ 施設備品	3,000
19 扶助費	5,000	● 福祉医療費	5,000
		・ 医療費扶助費	5,000
12 委託料	30,429	● 児童措置費	10,571
		・ 私立保育園運営委託料	30,429
19 扶助費	41,000	・ 児童手当	41,000
12 委託料	20,124	● 一般経費（こども課）	20,124
		・ 西・真美北保育園等委託料	20,124
18 負担金、補助 及び交付金	37,131	● 認定こども園新設事業	37,131
		・ 東校区認定こども園施設整備補助金	13,504
		・ 認定こども園整備に係る解体補助金	23,627
12 委託料	8,100	● 放課後子ども育成教室関係費	10,040
		・ 放課後子ども育成教室運営委託料	8,100
13 使用料及び 賃借料	1,440	・ 公民館等使用料	1,440
		・ 管理備品	500
17 備品購入費	500		

12 委託料	38,727	● 一般経費（けんこう推進課）	2,500
		・ 結核検診等委託料	2,500
22 償還金、利子 及び割引料	20,601	● 予防接種事業費	13,837
		・ 予防接種委託料	30,000
		・ 国庫負担金返還金	10,294
		・ 国庫補助金返還金	5,869
		● 健康増進事業費	2,000
		・ 健診等委託料	2,000
		● 母子保健事業費（子育て総合支援課）	211
		・ 産婦人科・小児科オンライン導入等委託料	2,145
		・ 妊婦健診委託料	2,082
		・ 国庫補助金返還金	4,438
18 負担金、補助 及び交付金	1,886	● 一般経費	1,886
		・ 老朽空家等除却補助金	1,886

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
						特 定 財 源		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他
	2	清掃費	3,251,230	89,500	3,161,730		50,700	
		1 清掃総務費	2,452,013	2,500	2,449,513		50,700	
		2 塵芥処理費	750,397	87,000	663,397			

5		農商工費	359,486	953	358,533	17,889	22,900	2,000
	1	農業費	152,951	6,047	158,998	14,389	22,900	2,000
		3 農地費	37,547	21,641	59,188		22,900	2,000
		5 地域農政推進費	50,612	15,594	35,018	14,389		
	2	商工費	206,535	7,000	199,535	3,500		
		2 観光費	25,149	7,000	18,149	3,500		

6		土木費	2,157,187	229,860	1,927,327	83,391	77,200	
	2	道路橋りょう費	1,289,813	194,761	1,095,052	71,141	66,100	
		2 道路橋りょう新設改良費	1,032,480	135,704	896,776	41,862	41,200	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助 及び交付金	2,500	● 一般経費（環境政策課） 2,500 ・ 公民館・集会所整備費補助金 2,500
10 需用費	15,000	● 一般経費 8,000 ・ 消耗品費 6,000
11 役務費	11,000	・ 光熱水費 2,000 ● 収集関係費 11,000
12 委託料	61,000	・ 容器包装プラスチック再商品化委託料 8,000 ・ 使用済小型家電回収事業委託料 3,000 ● 塵芥処理費 65,000 ・ 消耗品費 4,000 ・ 手数料 11,000 ・ 可燃物搬送処分委託料 50,000 ● 施設補修費 3,000 ・ 修繕料 3,000

18 負担金、補助 及び交付金	21,641	● 町単独事業費 9,800 ・ 大綱井堰柳井戸井堰整備事業負担金 9,800 ● 百済川向地区農地中間管理機構関連農地整備事業 11,841 ・ 百済川向地区農地中間管理機構関連農地整備事業負担金 11,841
18 負担金、補助 及び交付金	15,594	● 地域農政推進費 15,594 ・ 新規就農者総合支援事業助成金 10,500 ・ 多面的機能支払交付金 5,094
14 工事請負費	7,000	● 観光費 7,000 ・ 櫛玉神社観光トイレ改修工事 7,000

14 工事請負費	131,090	● 百済中央線バイパス整備事業 54,758 ・ 町道整備工事 54,758
16 公有財産 購入費	1,614	● 赤部26号線整備事業 4,000 ・ 町道整備工事 4,000 ● 狭あい道路整備等促進事業 12,225
18 負担金、補助 及び交付金	3,000	・ 町道整備工事 10,611 ・ 町道用地取得費 1,614

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		3 交通安全施設費	189,251	59,057	130,194	29,279	24,900		4,878
	4	都市計画費	200,076	35,099	164,977	12,250	11,100		11,749
		1 都市計画総務費	56,850	10,000	46,850				10,000
		2 公園管理費	142,143	24,499	117,644	12,250	11,100		1,149
		3 公共下水道費	920	600	320				600

7		消防費	474,119	1,000	473,119	1,140	1,100	6,494	9,734
	1	消防費	474,119	1,000	473,119	1,140	1,100	6,494	9,734
		5 災害対策費	34,067	1,000	33,067	1,140	1,100	6,494	9,734

8		教育費	1,503,407	79,311	1,424,096	23,821	4,800	5,434	54,856
	1	教育総務費	363,364	1,435	361,929				1,435
		2 事務局費	182,594	1,435	181,159				1,435
	2	小学校費	229,583	3,054	226,529		16,100		19,154

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		● 平尾正相線整備事業 49,000 ・ 町道整備工事 49,000 ● 大場線整備事業 3,000 ・ 大場線整備事業負担金 3,000 ● 橋りょう長寿命化修繕事業 12,721 ・ 橋りょう整備工事 12,721
10 需用費	200	● 交通安全施設費（安全安心課） 500 ・ 修繕料 200
12 委託料	10,000	・ カーブミラー新設工事 100 ・ 交通安全施設整備工事 200
14 工事請負費	48,857	● 交通安全施設等（南 2 2 号線ほか）整備事業 22,734 ・ 測量・設計委託料 10,000 ・ 交通安全施設整備工事 12,734 ● 交通安全施設等（南郷 8 号線）整備事業 35,823 ・ 交通安全施設整備工事 35,823
12 委託料	10,000	● 一般経費 10,000 ・ 竹取公園民間活力導入支援業務委託料 10,000
12 委託料	4,749	● 都市公園整備事業費（防災・安全） 24,499 ・ 測量・設計委託料 2,125
14 工事請負費	19,750	・ 設計・監理等委託料 2,624 ・ 公園整備工事 19,750
18 負担金、補助 及び交付金	600	● 公共下水道費 600 ・ 下水道接続促進事業特別補助金 400 ・ 水洗便所改造助成金 200

18 負担金、補助 及び交付金	1,000	● 災害対策費 1,000 ・ 自治総合センターコミュニティ助成金 1,000

7 報償費	389	● 学力向上推進支援事業（広陵放課後塾）関係費 389 ・ 講師謝礼 389
12 委託料	1,046	● 不登校児童生徒への訪問支援事業 1,046 ・ 作業療法士派遣委託料 1,046

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
						特 定 財 源		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 学校管理費	188,399	1,960	186,439		16,100	
		2 教育振興費	41,184	1,094	40,090			
3		中学校費	116,414	2,965	113,449		5,100	
		1 学校管理費	99,111	1,420	97,691		5,100	
		2 教育振興費	17,303	1,545	15,758			
4		幼稚園費	350,438	7,000	343,438			
		1 幼稚園管理費	350,438	7,000	343,438			
5		社会教育費	394,983	64,857	330,126	23,821	16,400	5,434
		1 社会教育総務費	43,852	3,189	40,663			449
		3 公民館費	89,064	1,531	87,533	2,181		
		4 文化財保護費	154,102	60,137	93,965	26,002	16,400	4,985

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	2,500	●一般経費（教育総務課） 540 ・手数料 549
11 役務費	549	・真美ヶ丘地区小学校擁壁改修設計委託料 8,525 ・真美ヶ丘地区小学校擁壁改修工事 9,614
12 委託料	8,525	●一般経費（東小学校） 1,700 ・光熱水費 1,700
14 工事請負費	9,614	●一般経費（真美ヶ丘第二小学校） 800 ・光熱水費 800
10 需用費	722	●教育振興費（学校支援室） 372 ・特別支援教育就学奨励費 372
19 扶助費	372	●教育振興費（西小学校） 722 ・消耗品費 722
12 委託料	3,686	●一般経費（教育総務課） 1,420 ・学校プール委託料 1,338
14 工事請負費	2,266	・真美ヶ丘中学校擁壁改修設計委託料 2,348 ・真美ヶ丘中学校擁壁改修工事 2,266
19 扶助費	1,545	●教育振興費（学校支援室） 1,545 ・要保護・準要保護生徒就学援助費 1,065 ・特別支援教育就学奨励費 480
19 扶助費	7,000	●一般経費（こども課） 7,000 ・施設等利用費 7,000
7 報償費	543	●生涯学習振興費 3,189 ・講師謝礼 543
17 備品購入費	2,646	・施設備品 2,646
7 報償費	579	●主催事業費 579 ・講師謝礼 579
12 委託料	952	●地区公民館費 952 ・中区公民館測量・調査等委託料 952
7 報償費	2,374	●史跡等管理費 2,435 ・牧野古墳伐採・剪定業務委託料 2,435
12 委託料	14,905	●発掘調査受託事業費 4,985 ・発掘調査作業員謝礼 1,824 ・航空写真撮影委託料 2,805 ・仮設電気工事 356
14 工事請負費	42,858	●巢山古墳史跡整備事業費 52,717 ・発掘調査作業員謝礼 550 ・設計・監理等委託料 4,614 ・航空測量委託料 2,200

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源
						特 定 財 源			
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	

10		公債費	1,003,337	5,900	997,437				5,900
	1	公債費	1,003,337	5,900	997,437				5,900
	2	利子	41,561	5,900	35,661				5,900

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		・発掘調査作業委託料 2,851
		・巢山古墳史跡整備工事 42,502

22 償還金、利子 及び割引料	5,900	● 利子 5,900 ・ 長期債利子 5,900

議 案 第 2 1 号

令和 6 年度 広陵町 後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号)

令和 6 年度 広陵町 後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,771 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 606,371 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 4 日 提出

広陵町長 山 村 吉 由

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款		項	
1	後期高齢者医療保険料		
		1	後期高齢者医療保険料
歳入		合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
483,822	1,771	485,593
483,822	1,771	485,593
604,600	1,771	606,371

歳 出

款	項
2 後期高齢者医療広域連合納付金	
	1 後期高齢者医療広域連合納付金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
598,309	1,771	600,080
598,309	1,771	600,080
604,600	1,771	606,371

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額
1 後期高齢者医療保険料	483,822
歳入合計	604,600

(単位：千円)

補正額	計	備考
1,771	485,593	
1,771	606,371	

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
2 後期高齢者医療広域連合納付金	598,309	1,771
歳 出 合 計	604,600	1,771

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
	特 定 財 源			一般財源	
	国県支出金	地 方 債	そ の 他		
600,080				1,771	
606,371				1,771	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
1		後期高齢者医療保険料	483,822	1,771	485,593
	1	後期高齢者医療保険料	483,822	1,771	485,593
	1	特別徴収保険料	267,298	1,616	265,682
	2	普通徴収保険料	216,524	3,387	219,911

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分特別徴収 保険料	1,616	現年度分特別徴収保険料 1,616
1 現年度分普通徴収 保険料	3,387	現年度分普通徴収保険料 3,387

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2		後期高齢者 医療広域連 合納付金	598,309	1,771	600,080				1,771
	1	後期高齢者 医療広域連 合納付金	598,309	1,771	600,080				1,771
	1	後期高齢者 医療広域連 合納付金	598,309	1,771	600,080				1,771

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助 及び交付金	1,771	● 後期高齢者医療広域連合納付金 1,771 ・ 後期高齢者医療広域連合負担金 1,771

議 案 第 2 9 号

箸尾準工業地区道路整備事業第2期工事及び河川
事業の受委託に関する広陵町土地開発公社との
協定の変更について

箸尾準工業地区道路整備事業第2期工事及び河川事業の受
委託に関し、下記相手方と別紙のとおり変更協定を締結する
ことについて、議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

広陵町長 山村 吉 由

記

協定の相手方

奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町土地開発公社

理事長 松井 宏之

変 更 協 定 書

広陵町（以下「甲」という。）と広陵町土地開発公社（以下「乙」という。）とは、令和6年9月26日付けで締結した箸尾準工業地域工場用地造成事業に伴う道路整備事業第2期工事及び河川事業に係る協定書（以下「原協定書」という。）について、下記のとおり原協定書の一部を変更する。

なお、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月広陵町条例第4号）第2条に規定する契約に該当する場合は、この変更協定書を仮変更協定書とし、広陵町議会の議決があったときに、その議決日をもってこの変更協定書と同一の条項により、本変更協定を締結したものとする。

記

- 1 原協定書第4条第2項中「金309,000,000円（うち、道路整備事業第2期工事200,000,000円、河川事業109,000,000円）とする（消費税及び地方消費税30,900,000円を含む。）」を「金268,060,603円（うち、道路整備事業第2期工事159,060,603円、河川事業109,000,000円）とする（消費税及び地方消費税24,369,146円を含む。）」に変更する。
- 2 その他の条項は原協定書のとおりとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、それぞれ1通を原協定書とともに保有する。

令和7年2月7日

甲 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1
広陵町
広陵町長 山 村 吉 由

乙 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1
広陵町土地開発公社
理事長 松 井 宏 之

議 案 第 3 0 号

広陵町子ども・子育て支援事業計画（第3期）
を定めることについて

別紙のとおり広陵町子ども・子育て支援事業計画（第3期）
を定めることについて、広陵町議会基本条例（平成27年3月
広陵町条例第24号）第10条の規定により、議会の議決を求
める。

令和7年3月4日提出

広陵町長 山 村 吉 由

議 案 第 3 1 号

奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に
関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、令和7年3月31日をもって、奈良県広域水道企業団設立準備協議会を廃止することについて、関係地方公共団体と協議したいので、議決を求める。

令和7年3月4日提出

広陵町長 山村 吉 由

関係地方公共団体	奈良県、大和高田市、大和郡山市、 天理市、橿原市、桜井市、五條市、 御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、 平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、 高取町、明日香村、上牧町、王寺町、 河合町、吉野町、大淀町、下市町、 磯城郡水道企業団、奈良広域水質検 査センター組合
----------	--